

7. 事業制度の紹介

1) 災害応急用ポンプの貸出

災害応急ポンプは、晴天続きによる干ばつ被害を蒙った場合の用水補給用として貸し出されます。

貸出の対象者は、地方公共団体、土地改良区、土地改良区連合、農業共同組合であり費用、手続きについては以下のとおりとなります。

. 費用

使用地区最寄駅から、ポンプの引取り、組立、使用、日常整備に要する費用、及び土地改良技術事務所（埼玉県川口市）までの返還に要する一切の費用。

. 手続き



. 貸出ポンプ一覧

機種	口径	揚水量	全揚程	台数
片吸込渦巻ポンプ	100	1.5 m ³ /s/m	15 m	1
〃	100	1.0	15	24
斜流渦巻ポンプ	250	6.0	6	10
多段渦巻ポンプ	100	1.0	50	3
片吸込渦巻ポンプ	150	3.0	15	3

2) 群馬県干害応急対策事業

本事業は、昭和62年、平成6年、平成8年の渇水時にその都度補助金交付要綱を定めて干害応急対策に対して補助金が交付されてきましたが、ここに、平成8年度の事業内容を紹介します。

対象 : 群馬県渇水対策本部が設置された期間において実施された干害防止のための事業。

対象者 : 市町村、土地改良区、土地改良区連合、農業共同組合、共同施工者。

補助率 : 40%

事業規模 : 次の各号に掲げる経費の合計額が10万円以上のもの。